

平成 25 年版 不動産コンサル過去問題集

【正誤のお知らせ】

平成 25 年 10 月 8 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL. 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P87 上 4 行目	1995 年	1955 年
P235 [第 46 問] 肢 4 解説に追加 (太字が追加部分)	1 不適切で、正解。兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、直系尊属のみが相続人である場合は被相続人の財産の 3 分の 1、それ以外の場合は被相続人の財産の 2 分の 1 に相当する額を受ける（民法 1028 条）。 相続人となる者のうち、兄弟姉妹は遺留分権利者に該当しない。 また、 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から 10 年を経過したときも、同様とするとされている（同法 1042 条）。この 1 年間の時効期間の起算点は、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時である。	
P238 [第 50 問] 肢 3 解説を右のよ うに修正 (太字が修正部分)	3 不適切である。 建物と異なり地震で土地が消滅することはないので、借地上の建物が地震で倒壊・焼失した場合でも借地権は消滅しない。地震によって建物が滅失した場合には借地権は消滅する旨の特約をしていても、そのような特約は無効となると考えられる（借地借家法 9 条）。増改築禁止特約も一般的には有効とされており、賃貸人に無断で建物を再建築すれば、特約違反を理由に借地契約を解除されることがあり得る。法律関係の安定からは、賃貸人の承諾等を求めることが無難とされている。	
P306 [第 42 問] 肢 2 解説を右のよ うに修正	2 不適切である。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 15 条の 19 により、その行為に着手する日の「30 日前まで」に届け出なければならない。「14 日前まで」ではない。	